

参考

地方公営企業の仕組み

令和4年7月27日

上下水道局経営総務課

●地方公営企業法

(経営の基本原則)

第三条 地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。

(経費負担の原則)

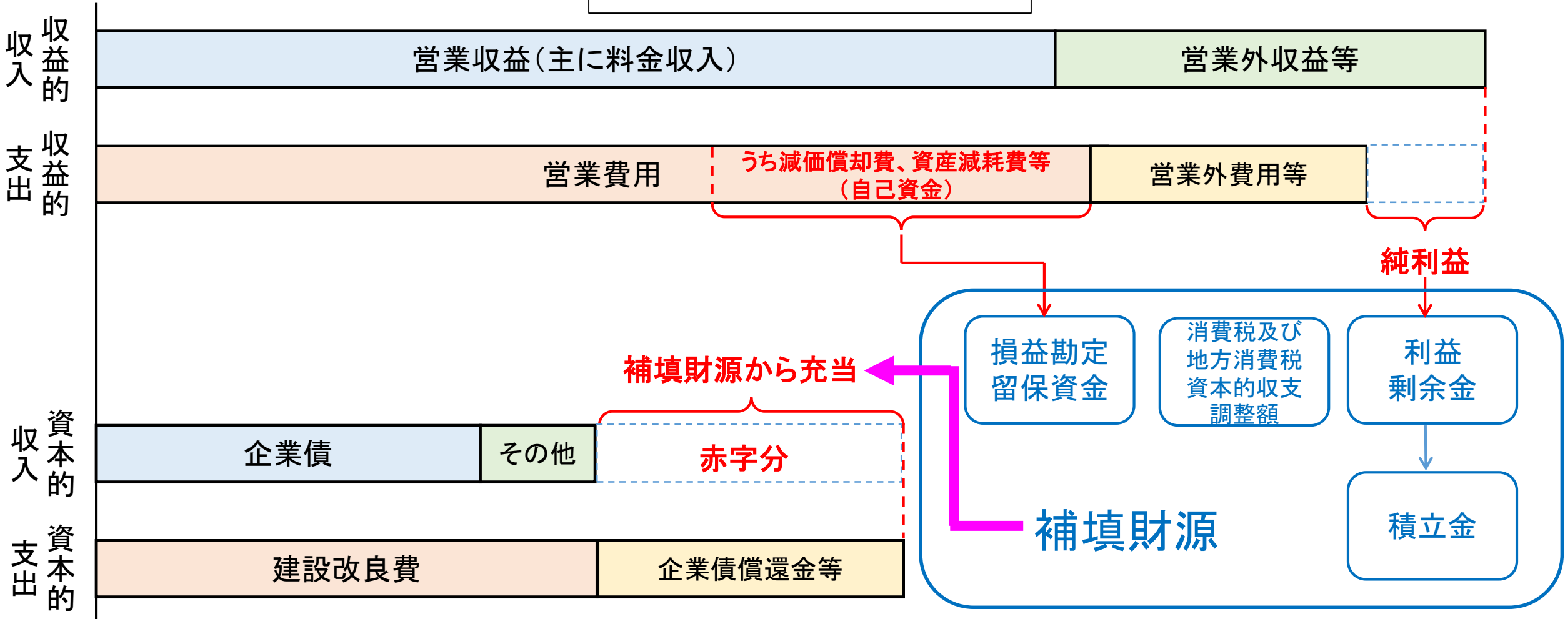
第十七条の二第2項 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

●地方財政法

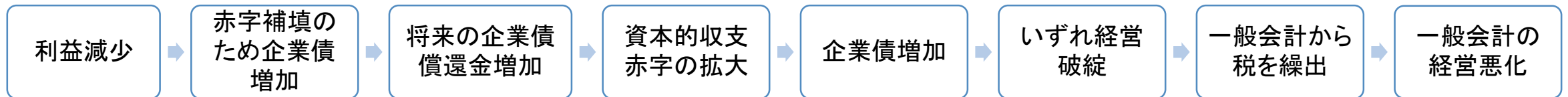
(公営企業の経営)

第六条(一部抜粋) 公営企業で政令で定めるものについては、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもつてこれに充てなければならない。

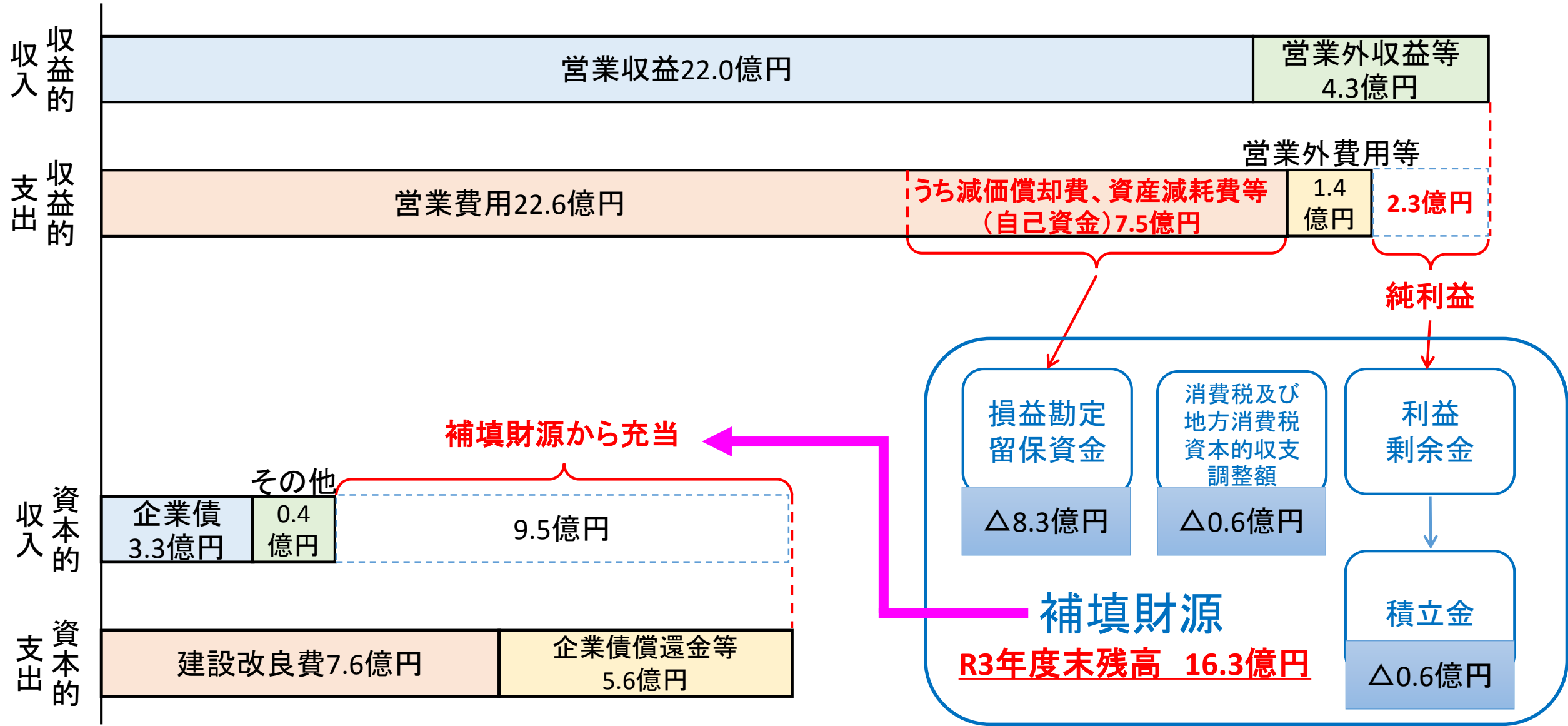
会計の仕組み



収支のバランスが崩れると...



水道事業会計R3決算見込み



※ 端数調整によって収支が合わない場合があります。

公共下水道事業会計 R3決算見込み

